

北海道営住宅入居請書

私は、北海道営住宅に入居するにあたり、北海道営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責めにより北海道に損害が生じたときは、その損害について賠償の責めを負います。

年 月 日

（入居者）

現住所 _____

氏 名 _____

_____ 年 月 日生

北海道 釧路総合振興局長 様

< 緊急時における連絡先 >

ふりがな 名前	-----	生年月日	
住所		勤務先及び 電話番号	
電話番号		入居者との 関係	

備考1 緊急の際には、上記連絡先の方に連絡する場合があります。

2 家賃を滞納した場合には、上記連絡先の方を通じて、家賃の納付指導を行う場合があります。

注1 上記太枠の部分に記入してください。

2 裏面の守っていただく事項等をご確認ください。

【処理欄】

入居年月日	年 月 日	備 考	
敷金納入年月日	年 月 日		

受付印

《守っていただく事項等》

- ・ 道営住宅にはじめに同居した以外の親族の方を同居者としようとするときは、あらかじめ承認が必要となります。
- ・ 入居者は、毎年、総合振興局長又は振興局長に前年の収入を申告していただきます。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したときは、近傍の同種の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、収入に応じ毎年変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに収めなければなりません。
- ・ 月々の家賃は、災害にあったとき、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額、免除、又は徴収の猶予をすることができます。この場合は、申請が必要です。
- ・ 道営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて道が行いますが、入居している方の責めにより修繕が必要となった場合は、入居している方の負担になります。
- ・ 道営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。
- ・ 道営住宅は、転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、模様替や増築をしようとするときは、あらかじめ承認が必要です。
- ・ 道営住宅は、住宅を壊すときや建て替えるときなどに、法令にしたがって住宅の明渡しを求められることがあります。この場合は、申出があれば他の道営住宅や建て替えた住宅に入居することができます。
- ・ 家賃を3月以上滞納したとき、道営住宅などを故意に壊す行為をしたとき等には、道営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、道営住宅を直ちに退去するよう請求することがあります。
- ・ 道営住宅では、総合振興局長又は振興局長が必要と認めたときや、道営住宅の明渡しをしようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、検査にご協力ください。
- ・ このほか、北海道営住宅条例その他の法令を守り、良好な住生活を維持するよう努めてください。

記入例② 北海道営住宅入居請書

別記第3号様式（第9条関係）

北海道営住宅入居請書

入居するにあたり、北海道営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責めに
 及ぶときは、その損害について賠償の責めを負います。

年 月 日

（入居者）

現住所 釧路市黒金町7丁目5番地の1

氏名 釧路 太郎

生年月日 S45年 1月 1日生

局長 様

<緊急時の連絡先>
 氏名（ふりがな）、生年月日、住所などを正確に記入してください。

緊急時における連絡先 >

ふりがな 名前	あかん しんいち 阿寒 真一	生年月日	S55.12.3
住所	釧路市北大通 1丁目2番地の3	勤務先及び 電話番号	阿寒建設 0154-23-5151
電話番号	090-1234-5678	入居者との 関係	妹の夫

備考1 緊急の際には、上記連絡先の方に連絡する場合があります。
 2 家賃を滞納した場合には、上記連絡先の方を通じて、家賃の納付指導を行う場合があります。

注1 上記太枠の部分に記入してください。
 2 裏面の守っていただく事項等をご確認ください。

【処理欄】

入居年月日	年 月 日	備 考
敷金納入年月日	年 月 日	

入居者から見た緊急時連絡先の続柄を詳しく記入してください。

- × 義父 → ○ 妻の父
- × 義兄 → ○ 妻の兄（姉の夫）
- × 祖母 → ○ 父の母（母の母）
- × 叔父 → ○ 父の弟（母の弟）

※ 北海道営住宅入居請書の裏面には賃貸借契約に係る「誓約事項」が記載されていますので、入居者、連帯保証人ともに必ずお読みください。